

別表 2

従業員数の認定方法について

従業員の定義

= 当該事業所に所属し、給与等の支払いを受けて勤務する者。役員、個人事業主は除く。

- ・ 派遣労働者は、派遣元の事業所の従業員とする。
- ・ 個人事業の家族従業員については、青色事業専従者の場合に限って従業員とする。

1号事業者

対象者：市内に事業所を新設した事業者など
免除要件：従業員数を5人以上増加させること

従業員数の認定方法

対象となる従業員の範囲：すべての従業員

認定方法

当該事業所で正社員や正職員などと呼ばれ正規従業員として処遇されている従業員については、1人と数える。

パートタイマーやアルバイトなどについては、各月ごとにその総実労働時間数を160(1日8時間を1か月に換算)で除して得た数値を従業員数として数える。

2号事業者

対象者：平成16年4月1日現在で市内に事業所を有していた者で、事業所の増設や新設を行った事業者

免除要件：**常時雇用**の従業員数を1人以上増加させること

従業員数の認定方法

対象となる従業員の範囲：1週間に20時間以上勤務し、かつ、引き続き6か月以上勤務する従業員

1週間の勤務時間が20時間未満の者や、6か月未満の期間を定めて雇用された者は対象外

認定方法

当該事業所で正社員や正職員などと呼ばれ正規従業員として処遇されている従業員については、1人と数える。

パートタイマーやアルバイトなどでも、1週間に20時間以上勤務し、かつ、引き続き6か月以上勤務する者については、各月ごとにその総実労働時間数を160(1日8時間を1か月に換算)で除して得た数値を従業員数として数える。

3号事業者

対象者：貸借を目的とする事業所(=貸事業所)を新設又は増設した事業者

免除要件：貸事業所に入居する個々の事業所で勤務する従業員数の合計を20人以上増加させること

従業員数の認定方法

対象となる従業員の範囲：すべての従業員

認定方法

当該事業所で正社員や正職員などと呼ばれ正規従業員として処遇されている従業員については、1人と数える。

パートタイマーやアルバイトなどについては、各月ごとにその総実労働時間数を160(1日8時間を1か月に換算)で除して得た数値を従業員数として数える。